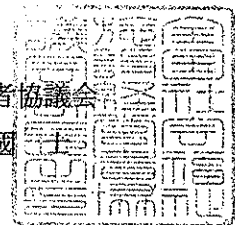


全社法振発第 163 号
平成 23 年 11 月 30 日

都道府県社会福祉施設経営者協議会 会長

全国社会福祉施設経営者協議会
会長 高岡 國



平成 23 年度第 3 次補正予算「被災者の心のケア」事業の周知について（依頼）

平素より、本会の事業推進にあたりご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、先般成立しました国の平成 23 年度第 3 次補正予算は、東日本大震災被災地支援に係る追加的な財政措置を中心に組み立てられています。そのなかで、被災者の心のケアに係る事業が盛り込まれております。

この事業は、全国より心のケアに係る専門職（精神保健福祉士、臨床心理士、社会福祉士、作業療法士等）を確保し、被災地において中長期的（1ヶ月～1年程度）に心のケア活動に従事していただくためのものです。現在も専門職団体を通じて、全国から専門職が現地に入り、支援を行っておりますが、3月の発災から時間が経過し、派遣される専門職の人員が減少する一方で、被災地におけるニーズの増大が指摘されることから、本事業は、その取り組みを継続的に強化するため被災県が事業主体となって行うものです。

現地への派遣にあたっては、専門職団体によるコーディネートが行われるものですが、本事業に従事するのは社会福祉法人・福祉施設等に所属する専門職員であり、本事業に従事する期間は所属する社会福祉施設等を離れることとなるため、所属する社会福祉法人・施設等における理解が必要となります。そのため、今般、厚生労働省から別添のと通りの協力依頼がございました。

つきましては、被災地における心のケアの重要性を鑑み、本事業について社会福祉法人・福祉施設等における理解促進を図るとともに、協力要請がなされた場合積極的なご協力をいただけるよう、貴都道府県内の社会福祉法人・福祉施設等に対し、本事業の周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

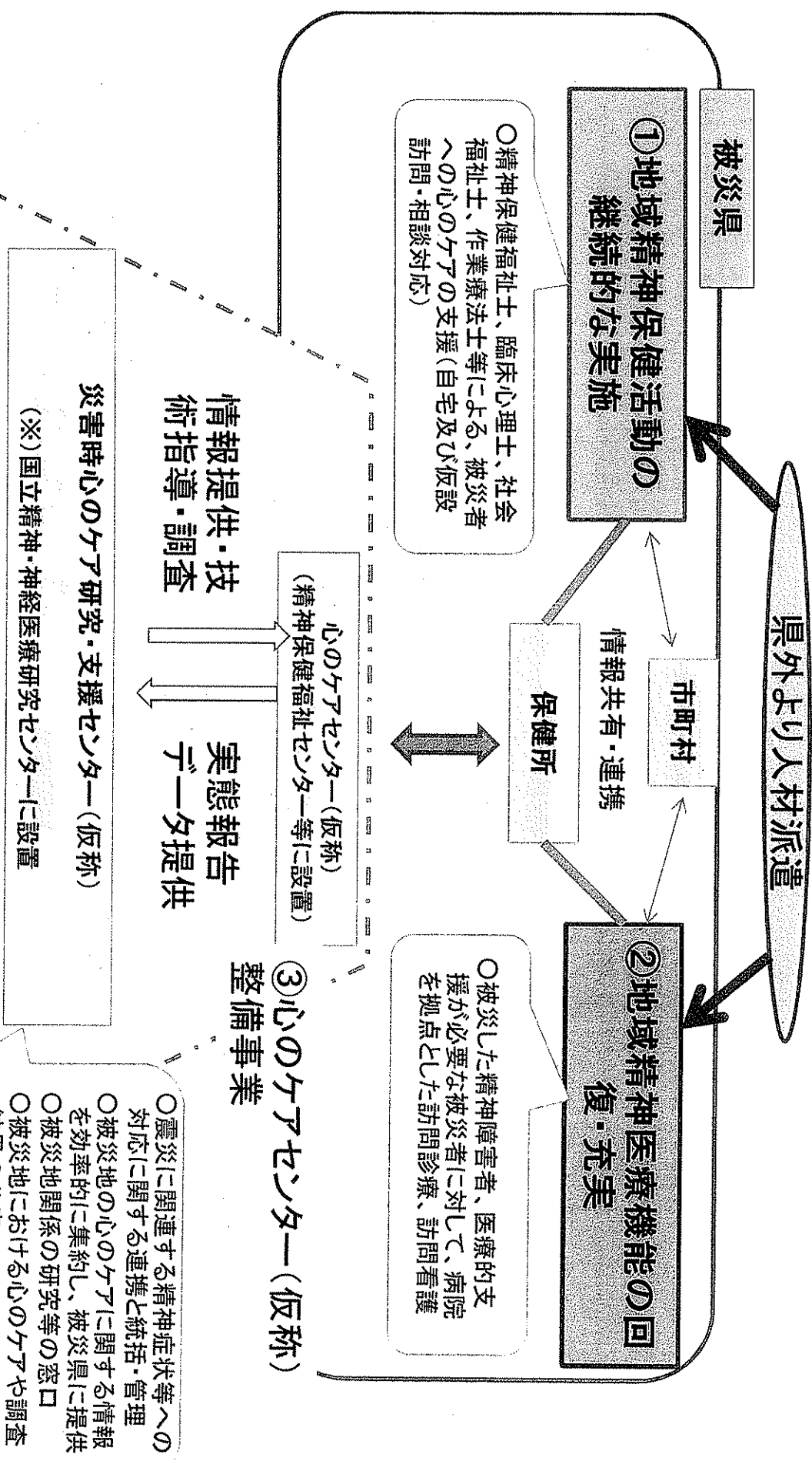
○全国社会福祉施設経営者協議会 事務局【蓮子】

Tel.03-3581-7819

被災者の心のケア(3次補正)の概要(案)

28億円

被災地では、PTSDの症状の長期化、生活への不安等も重なり、うつ病や不安障害が増大することが考えられることから、中長期的な対応が必要となり、そのための地域精神保健医療を担う人材の確保等が必要。



①地域精神保健活動の継続的な実施

○精神保健福祉士、臨床心理士、社会福祉士、作業療法士等による、被災者への心のケアの支援(自宅及び仮設訪問・相談対応)

②地域精神医療機能の回復・充実

○被災した精神障害者、医療的支援が必要な被災者に対して、病院を拠点とした訪問診療、訪問看護

心のケアセンター(仮称)
(精神保健福祉センター等に設置)

情報提供・技術指導・調査

実態報告
データ提供

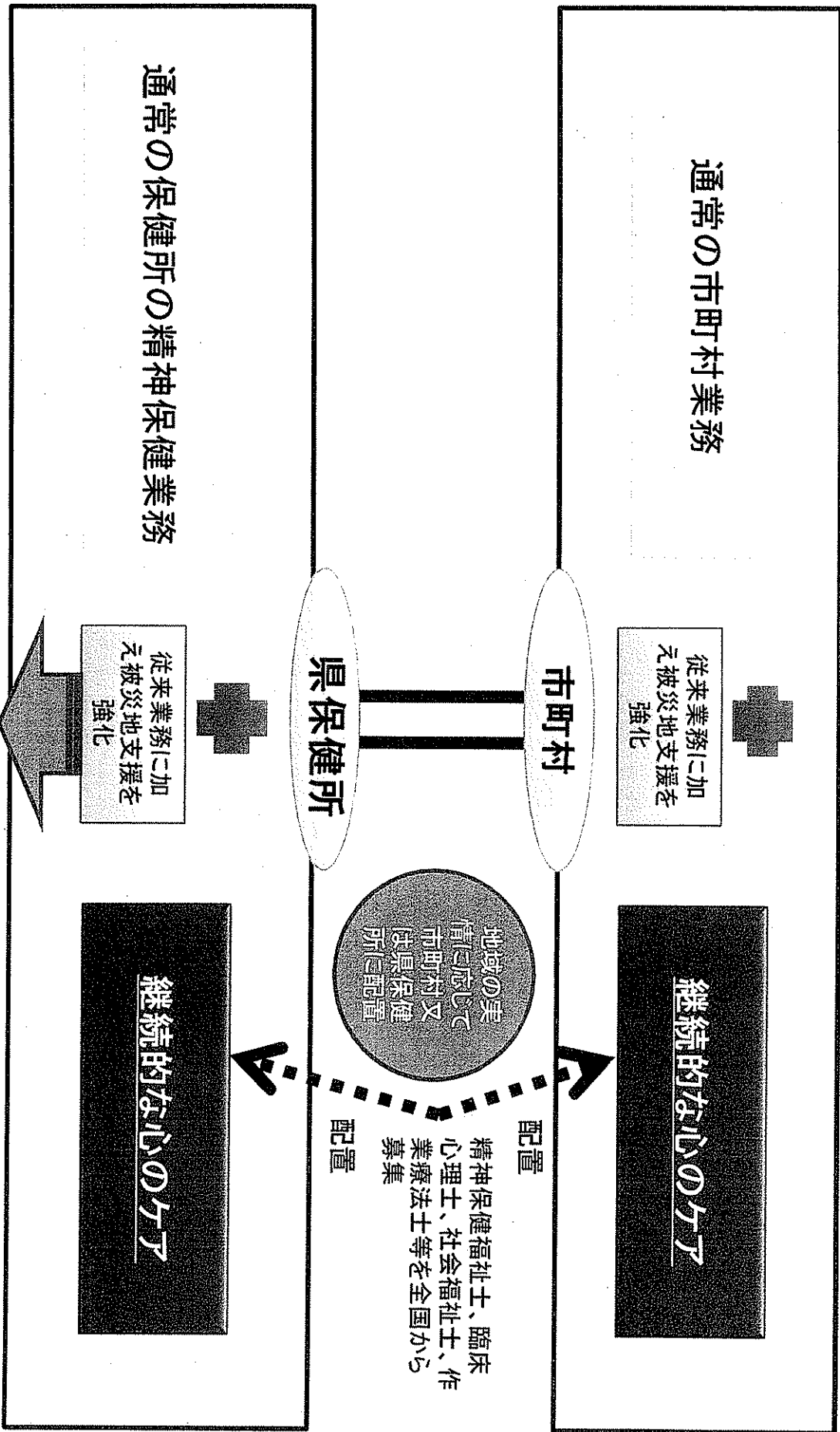
③心のケアセンター(仮称)整備事業

災害時心のケア研究・支援センター(仮称)
(※)国立精神・神経医療研究センターに設置

- 震災に関連する精神症状等への対応に関する連携と統括・管理
- 被災地の心のケアに関する情報を効率的に集約し、被災県に提供
- 被災地関係の研究等の窓口
- 被災地における心のケアや調査結果の公表
- 等の総合的な調整、助言指導、データ分析

①地域精神保健活動の継続的な実施(案)

従来の精神保健事業を推進しつつ、被災者への長期的支援を行うチームを保健所等に設置することにより、住民の心のケアに重点を置く。



必要に応じ、精神科医療による専門的な支援につなげる

②地域精神医療機能の回復・充実(案)

震災により病院休止等した機能を補完し、地域精神科医療の充実を図る。

地域における精神医療を担う機関

従来の精神科医療

- ◎被災した精神障害者等への訪問診療、訪問看護
- 外来診療
- 入院者への対応
- デイケア・ナイトケア
- 訪問診療
- 訪問看護



従来業務に加え被災地支援を強化

震災対応アサトリーチ

◎被災した精神障害者、医療的支援が必要な被災者への訪問診療、訪問看護(仮設住宅等中心)

◆精神科医療体制が著しく不足している地域

→ 医療機関の代替として、仮設の医療機関や保健所等における外来診療、相談

(※) 現行の心のケアチームと同様の活動

注) ◎心のケア支援として加わった業務、○従来業務

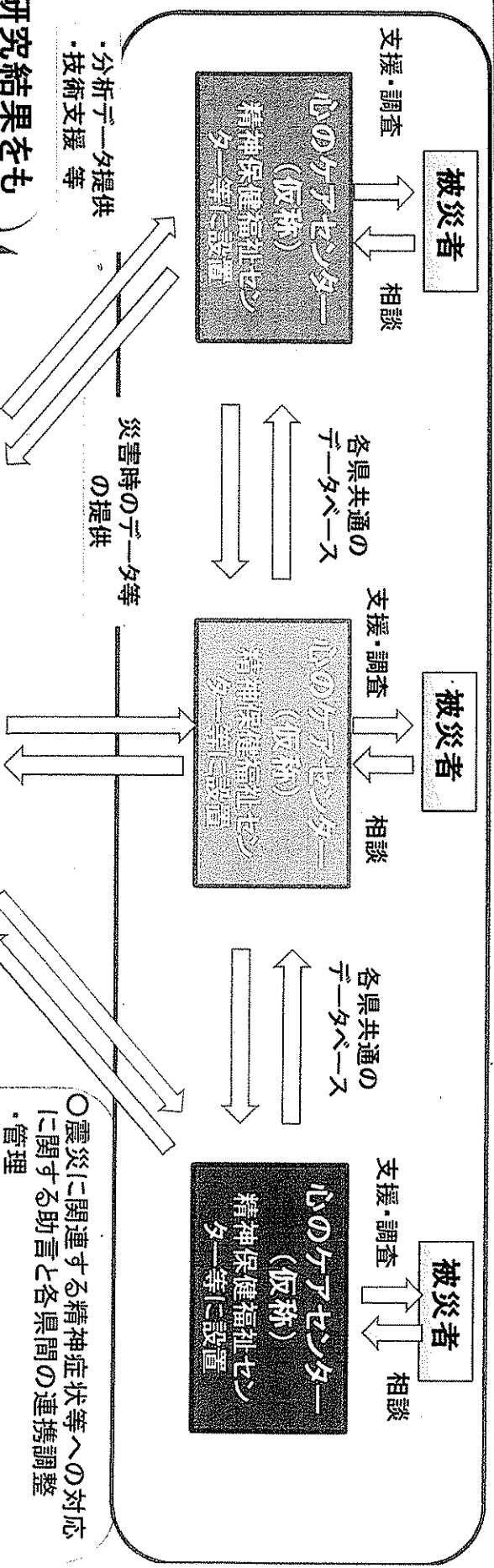
③心のケアセンター(仮称)整備事業について(案)

目的

東日本大震災における心のケア対策については、強い不安やフラッシュバックなどのPTSD症状等が長期間継続する患者がいることから、

- ①被災県の心のケアセンター(仮称)の設置を支援する。
- ②総合的な調整・助言指導、データ分析を行う、全国的な機関として「災害時心のケア研究・支援センター(仮称)」を設置することにより、短期間のみならず中長期的にもPTSD症状や治療内容等の把握や分析を行い、被災3県(岩手・宮城・福島)のメンタルヘルス支援の質の向上に活用するとともに、今後も災害に備える必要があることから、その結果をもとに、全国の災害時における心のケア対応力の向上を目指す。

被災県



災害時心のケア研究・支援センター(仮称) (※)国立精神・神経医療研究センターに設置

研究結果をもとに、全国の災害時における心のケア対応力の向上を目指す(24年度以降)

- 震災に関連する精神症状等への対応に関する助言と各県間の連携調整・管理
- 被災地の心のケアに関する情報を効率的に集約し、被災県にクラウドバック
- 研究事業等の窓口機能
- 被災地における心のケアや調査結果の公表等の
- 総合的な調整、助言指導、データ分析

被災地の心のケアを担う人材確保策について(案)

- ・仮設住宅への訪問支援等に際し、より一層の精神保健面での健康支援の充実強化が必要
- ・被災自治体においては、従来業務に加え、被災者への支援を引き続き行うことから、保健師等の専門職が人材不足

関係団体の協力を得ながら、全国から中長期的に支援できる専門職の人材確保を行う

心のケア人材確保ネットワーク

被災自治体

岩手県	宮城県
福島県	等

- ・職能関係団体を通じて、活動できる支援者(専門職)の照会
- ・被災県に対して、支援者に係る情報提供

(構成団体)

- ・日本作業療法士会
- ・日本社会福祉士会
- ・日本精神保健福祉士会
- ・日本臨床心理士会
- ・日本精神科看護技術協会
- ・全国精神障害者地域生活支援協議会

※事務局:厚生労働省

情報提供・協力

【支援に係る経費については、各県において、障害者自立支援対策臨時特別交付金に積み増し対応する】(想定される活動例)

- ・仮設住宅等への訪問
- ・市町村や保健所等における精神保健相談の強化
- ・心のケアセンターの設置や活動に係る経費
- ・地域住民に対する講習会
- ・支援職員への研修会等
- ・医療機関からのアウトリーチ支援

心のケア人材確保ネットワーク

1 趣旨

東日本大震災の被災者の、精神保健面を中心とした健康を支援する人材を確保するため、保健及び福祉に係る専門職種の団体からなる「心のケア人材確保ネットワーク」（以下、ネットワークという。）を設ける。

2 取組

(1) ネットワークは、政府及び被災県の要請を受け、被災県のニーズに応じて、健康支援を行う各職種の人材の中長期的な派遣を確保する。

(2) ネットワークと厚生労働省、及び被災県は、ネットワークが(1)の取組を行うに当たり、緊密に協力調整を図る。

3 構成

ネットワークを構成する団体は以下のとおりとする。

日本精神科看護技術協会

日本社会福祉士会

日本臨床心理士会

日本作業療法士会

日本精神保健福祉士協会

全国精神障害者地域生活支援協議会

4 連絡事務局

(1) ネットワークに連絡事務局を置く。

(2) 事務局の庶務は厚生労働省精神・障害保健課が構成員の協力を得て行う。

人材確保に係るフロー図

被災3県、支援先(自治体等)、心のケア人材確保ネットワーク(支援団体)、厚生労働省が密に連携しながら、心のケア支援に向けた体制づくりを行う

